

學大科法學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷七第

行發日一月八年七正大

## 論說

我戰時利得稅ヲ論ズ(二)

遊民考(二)

相續稅批評ノ重點(三卷)

さんぢかりずむ概論(三)

植民地統治ノ形式ニ就テ(三)

黃宗羲ノ政治經濟思想(三卷)

露國ニ於ケル新まゝるくす主義(二)

## 時事問題

支那ノ金本位問題ニ就テ(二)

救濟事業ノ調査ニ就テ

救濟調査會ニ就テ

## 雜錄

飯島學士譯經濟學原論ヲ讀ム

戰費調達問題(三卷)

赤穂ノ鹽田(三卷)

通貨膨脹卜物價騰貴

法學博士

法學博士

法學博士

法學士

法學士

法學士

法學士

小川郷太郎

瀧本誠一

神戸正雄

河田嗣郎

山本美越乃

小島祐馬

米田庄太郎

法學博士

法學博士

法學士

戸田海市

神戸正雄

櫛田民藏

文學士

法學士

法學士

法學博士

高田保馬

小島昌太郎

本庄榮治郎

神戸正雄

## 戰費調達問題 (二、完)

小島昌太郎

以上余ハ戰時稅ノ支拂若シクハ戰時債ノ應募  
トシテ政府ニ納付スル資金ヲ調達スルニ當リ、  
納金者タル各個人ノトル節約方法ノ如何ニヨリ  
テ、眞ノ戰費タルモノノ多寡ニ差異アル所以ヲ  
論述シタノデアアルガ、更ニ交戰國ノ國民タル讀  
者ノ爲メニ之ヲ實際ノ事情ニ當嵌メテ説明シテ

置カウト思フ。先ツ納金者ガ人の勞務ノ節約ヲ  
ナス場合ニ付キ觀察センニ、人の勞務ノ中ニハ  
平和的目的ニ役立ツト共ニ戰爭目的ニモ役立ツ  
モノガアル。例ヘバ醫師、技師、自動車運轉手ノ  
勞務ノ如キハ是デアル。又平和的目的ニ役立テ  
ドモ戰爭目的ニハ殆ド役立タザルモノガアル。

例ヘバ詩人、美術家、音樂家ノ勞務ノ如キハ是デア  
ル。若シ納金者ガ納付金ヲ調達スルニ當リ第一  
種ノ人の勞務ニ對スル報酬ヲ節約スレバ、曩ニ  
述べタル理由ニヨリ、彼ガ第二種ノモノヲ節約  
スル場合ヨリモ國民ノ負擔トナル本當ノ戰費ハ  
少クナルデアラウ。又同種ノ平和的勞務ヲ提供  
スル者ニアリテモ、甲ハ戰時勞務ニモ服シ得ル  
能力ヲ有スルニ、乙ハ之ヲ有セザルモノナラバ、  
甲ヲ解雇シテ納付資金ヲ調達スルハ、同一ノ理  
由ニヨリ、乙ヲ解雇スルニ比シテ本當ノ戰費ヲ  
減少スルコトトナルデアラウ。次ニ納金者ガ商  
品ノ節約ヲナス場合ヲ考フルニ、商品ニハ戰時  
政府ノ最モ必要トスル船腹ヲ奪フ所ノ輸入品  
ト、然ラザル國產品トアリ、又國產品ニモ鐵道

輸送能力ヲ奪フコト大ナル石炭ノ如キアリ、然  
ラザルモノモアリ、其他軍需工業ニ對シテモ役  
立ツベキ職工機械ト同種ノ職工機械ニヨリテ製  
作セラルルモノ、例ヘバ自動車ノ如キアリ、全  
ク別種ノ職工機械ニヨリテ製作セラルルモノア  
リ、又戰時用品トシテ需要ノ大ナル肉類、石油ノ  
如キアリ、然ラザルモノアリ。之等輸入品・石炭  
・自動車・肉類・石油ノ如キヲ節約シテ納付資金  
ヲ調達スルハ國民ノ負擔トナル本當ノ戰費ヲ増  
加スルコトトナラザレドモ、戰爭目的ニ役立タ  
ザル商品、若シクハ戰爭目的ニ役立タザル工場  
設備ニヨリテ製作セラルル商品ヲ節約スルハ眞  
ノ戰費負擔ヲ増加スルコトトナルノデアアル。  
右ハ納金者タル個人ニトリテ同等ノ價值ヲ有  
スル二物ノ中、甲ハ政府ノ戰爭目的ニ關シ大ナ  
ル價值ヲ有シ、乙ハ小ナル價值ヲ有スル場合ニ  
ハ、甲ヲ節約スル方ガ乙ヲ節約スルヨリモ戰費  
負擔ヲ少クスルコトトナル所以ヲ述べタノデア  
ル。然ラバ若シ納金者モ政府モ共ニ同等ノ價值  
ヲ認ムル二物アラバ、納金者ハソノ何レヲ節約  
シテ納付資金ヲ調達スルモ、國民ノ負擔トナル

本當ノ戰費ニ増減スル所ナキカト云フニ、之レ亦必ズシモノウデハナイ。商品ヤ勞務ノ中、ソノ或モノハ之ガ生産量ヲ減少スル方反ツテ生産原費ノ減少ヲ來スモノガアル。カカル種類ノモノハ、之ガ消費ヲ節約スレバ、ソノ生産費ヲ減少スルト共ニ、從來之ニ用キラレタル資本及ビ勞働ノ一部分ヲ解放シテ、之ヲ他ノモノノ生産ニ向ハシメル。從ツテ國民ノ生産ハ他ノ種類ノモノニ於テ増加スルコトナリ、其結果國民ノ負擔トナル本當ノ戰費ハンレダケ少クナル譯デアル。而シテカカル種類ノモノトシテハ、所謂收獲遞減ノ法則ノ行ハルルモノ及ビ輸入品ヲ主タルモノトスル。輸入品ニアリテハ運賃ガソノ原費ノ一部ヲナシ、運賃ハ輸入量ノ減少スルニ從ツテ減少スルモノデアルカラデアアル。故ニ二物ニ對スル政府ノ評價ト納金者ノ評價トガ假ヒ同一ナルモ、甲ハソノ生産ニ付キテ收獲遞減ノ法則ノ行ハルルモノナルカ、又ハ輸入品ナルニ、乙ハ然ラサルモノナルトキハ、甲ノ消費ヲ節約スル方ガ國民ノ負擔タル本當ノ戰費ヲ減少スルコトトナルノデアアル。

右ノ如ク納金者ノ納付資金調達方法ノ如何ガ、本當ノ戰費ノ多寡ニ影響スルモノトセバ、納付資金ヲ調達スルニ當リ、國民經濟ニ對スル影響ノナルベク少キ節約方法ヲ選ムハ、納金者ノ德義上ノ義務デアルト云ハナクレバナラス。乍併、之ヲ以テ直テニ、政府ハ財政上其他ノ施設ニヨリ納金者ノ資金調達方法ヲシテカクノ如キ方向ニ向ハシムルノ指導的政策ヲトリ得ルモノナリト速斷シテハナラス。之ハ全ク個人ノ德義ニ委ヌベキ事柄デアルカラデアアル。只併シ、特殊ノ商品ニ對シ高率ナル戰時稅ヲ課スル場合ニ、上述ノ政策ヲ加味スルハ勿論差支ナキ事柄デアアル。例ヘバ私用自動車ニ用キラルルガそりんニ特別稅ヲ課シ、又生活必需品以外ノ輸入品ニ關稅ヲ課スルガ如キ場合デアアル。但シ此ノ場合ニ於テモ二ツノ注意スベキ事柄ガアル。第一ハ課稅物體ガ消費弾力性アル商品ナルヤ否ヤニ關シ、第二ハ課稅ノ貧民生活ニ及ボス影響如何ニ關スル事柄デアアル。

消費弾力性アル商品ニアリテハ、ソノ商品ニ

ヨリテ満足サルル欲望ハ、必ズシモ之ヲ満足セズトモ濟マシ得ルモノデアアル。故ニカカル商品ニ課税スレバ、ソノ消費減少シテ、従前之ニ用キラレシ資本及ヒ勞働ヲ解放シテ、之ヲ戰爭ニ要スルモノノ生産ニ轉ゼシムル。従ツテ國民ノ負擔トナル本當ノ戰費ヲ輕減スルコトトナル。乍併消費力性ナキ商品ニアリテハ、之ニ課税スルモ、ソノ購買減少セズ、國民ハソノ購買ニ際シ税額ダケ高キ代價ヲ支拂フコトトナルニ過キズ、従ツテ單ニ彼等ノ富ヲヨリ多ク政府ニ移轉スルニ止マリ、本當ノ戰費タルモノニハ何等増減スル所ハナイ。殊ニ若シカカル商品ニ對シテハ、代用品アリテ、之ヲ以テモ同様ノ欲望ヲ満足スコトヲ得レドモ、併シ此ノ代用品ハ其生産ニヨリ多クノ資本ト勞働トヲ要スルモノナラバ、此ノ代用品ノ凡テニ同様ノ課税ヲナスコトヲ忘レテハナラス。然ラザレバ反ツテ資本及ヒ勞働ガヨリ多ク之ガ生産ニ惹付ケラルル結果トナルカラデアアル。

又商品ニ一定ノ課税ヲナスコトハ、貧者ニ對シ富者ヨリモ比較的重キ負擔ヲ課スルコトトナ

ル場合ガアル。元來貧者ハ小量ノ商品ヲ購買シテ之ヲ以テ、大量ノ商品ヲ購買スル富者ヨリモ、ヨリ緊切ナル欲望ヲ満足スモノデアアル。故ニ富者ニトリテハ殆ト問題トナラヌ程度ノ價額騰貴モ、彼等ニトリテハ大問題デアアル。サレバ商品ニ對スル課税ニ付イテハ、ソノ課税物體ノ撰擇ヲ巧ミニシテ、消費節約ノ餘裕大ナル富者ヲシテ、只僅少ノ節約ヲナサシムルニ止マリ、反ツテ最早ヤ殆ト節約ノ餘裕ナキ貧者ヲシテ、一層ソノ消費ヲ節約スルノ已ムナキニ立チ至ラシムルコトナキ様ニ注意セネバナラス。

カクノ如ク課税ニヨリテ納金者ノ消費節約方法ヲ指導シ、以テ國民ノ負擔トナル本當ノ戰費ヲ輕減セントスルノ政策ハ、恰モ諸及ノ劍ノ如ク、練達ノ士ガソノ運用ノ路ニ當リテ初メテ能ク效ヲ奏シ得ルノデアアル。従ツテ政府ガカカル政策ヲトル場合ニハ細心ノ注意ヲ用ケンコトヲ望マザルヲ得ナイ。然ルニカノ消費量限定制度(日用品切符制度)ハ、此ノ政策ニ比スレバ、國民ノ負擔タル本當ノ戰費ヲ輕減スルノ目的ヲ達スルニ近キ政策デアアル。乍併此ノ消費量限定制

度ナルモノモ、比較的小範圍ノ商品ニ付キテ行ハレ得ルニ過ギザルモノデアアルニ拘ハラズ、之ヲ行フニハ一般ノ消費物タル大量商品ニ對シテ行フニアラザレバ效果少キモノデアアル。故ニ余ハ納金者ハ政府ノ政策ヲ俟タズシテ、納付資金調達ノ爲メソノ消費ヲ節約スルニ當リ、上ニ述ベタル標準ニ從ヒ、國民ノ眞ノ戰費負擔ヲナルベク輕減スルノ方法ヲ自ラ進ンテ撰バンコトヲ希望スル。